

## 確認書 及び 同意書

奈良市保育所等の入所申込にあたっての重要事項です。以下の内容をよく読み、確認欄のすべてに☐をした上で保護者連名で記名してください。

1、保育所等の利用申込に関する重要事項		確認欄
1	奈良市の保育所等の利用案内パンフレット『入園のしおり』をよく読み、内容について確認しました。	<input type="checkbox"/>
2	教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書の裏面『誓約書及び同意書』について確認しました。	<input type="checkbox"/>
3	必要書類が全て揃ってから提出してください。書類不足や不備があった場合は受付できません。複数箇所に就労している場合は、全ての就労先の就労証明書等を準備してください。	<input type="checkbox"/>
4	申請内容(住所・家族構成・子どもの健康状態・電話番号等)に変更があった場合は、保育所・幼稚園課へ届けます。	<input type="checkbox"/>
5	就労の理由で申込される方は、申請時の勤務先(復帰先)・月あたりの就労時間が入所後も3か月以上継続するものとして利用調整を行います。利用内定後や入所後に変更(転職含む)があった場合は、内定取消または利用解除(退所)となる場合があります。(退職予定がある方は締切日までにご相談ください。)締切後にやむを得ず就労状況に変更が生じた場合(退職、就労時間の変更など)は、すみやかに連絡と届出してください。締切後から内定連絡までに退職(予定含む)された場合は、『求職活動(55点)』の取扱いになります。	<input type="checkbox"/>
6	就労は、労働基準法に基づいた労働形態(最低賃金以上)である。また、自営業の場合は売上が発生している。	<input type="checkbox"/>
7	自営業の方は、『自営業等申立書』のほかに、自営業を確認できる書類(1年以内に発行された確定申告書・開業届・法人登記簿など)が必要です。	<input type="checkbox"/>
8	就労の場合は、就労証明書と一致する税申告が確認できること。勤務先から給与支払報告書(勤務先で要確認)が提出されている方以外は、必ず税務署または市民税課で申告(扶養の枠内であっても申告が必要)をしてください。	<input type="checkbox"/>
9	提出書類の内容について、電話や訪問などで確認させていただくことがあります。(勤務先も含む)	<input type="checkbox"/>
10	求職活動の理由で利用申込される方は、利用調整の対象期間は2か月間です。その後も継続して利用調整が必要な場合は、2か月ごとに『求職活動申立書』が必要となります。	<input type="checkbox"/>
11	出産の理由で利用申込される方は、産後2か月の月末までの利用となります。継続利用はできません(就労要件で待機中に妊娠出産の理由になった場合は除く)。くわしくは、入園のしおり4ページを確認してください。	<input type="checkbox"/>
12	65歳未満の祖父母と同居されている(世帯分離している場合も同居とみなす)場合は、同居祖父母の保育を必要とする理由証明書、申立書(就労証明書など)を提出してください。提出がない場合は、減点(-5点)になります。	<input type="checkbox"/>
13	一度お預かりした書類は返却できません。また、コピー等をお渡しすることもできません。育児休業給付金などで必要な場合は、書類提出前にご自身でコピーして保管してください。	<input type="checkbox"/>
2、利用内定後または利用決定後に関する重要事項		確認欄
1	育児休業中の方で入所決定した場合は、入所月の翌月1日までに復帰する必要があります。(例:4月1日入所の場合は、5月1日までに復帰)復帰ができない場合は、入所内定の取消や利用解除(退所)していただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
2	就労要件で入所決定した場合は、利用可通知(入所月の前月末に送付されます)に同封されている『報告書』などの提出が必要です。提出がない場合は、利用解除(退所)していただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
3	入所内定を2回辞退された場合は、申請取下げ(審査対象外)となります。また、内定辞退した場合は、利用保留(不可)通知は、発行できません。また、申請取下げされる場合は『利用申込取下げ願出書』を必ず提出してください。	<input type="checkbox"/>
3、利用中に関する重要事項		確認欄
1	年1回実施する現況調査(利用中の施設より案内します)を締切日までに提出してください。未提出の場合や就労時間不足(実績額が伴っていない)の場合は、利用解除(退所)を行います。	<input type="checkbox"/>
2	育児休業の理由へ変更する場合は、必ず入園のしおり4ページの『育児休業取得による継続』に記載する条件全て該当している必要があります。	<input type="checkbox"/>
4、ひとり親家庭に該当する場合のみ		確認欄
1	事実婚やパートナーがいません。ひとり親医療医療費助成受給証明書または児童扶養手当証書を提出します。※事実婚やパートナーがいる場合は、その方の保育必要性の理由証明書などが必要です。	<input type="checkbox"/>

(宛先)奈良市長

保育所等の利用申込にあたり、上記の内容を確認したうえで、同意します。

令和      年      月      日

保護者1 氏名

保護者2 氏名